

23 国際第 559 号

関税割当公表第 68 号

平成 23 年度下期の でん粉等の 関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和 40 年農林省令第 13 号）第 6 条の規定に基づき、でん粉（小麦でん粉を除く。）及びイヌリン並びに穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の 1 以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の 85% を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）のうちでん粉が最大の重量を占めるもの（小麦でん粉を含有するものを除く。）（以下「でん粉等」という。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

平成 23 年 9 月 12 日

農 林 水 産 省

記

第 1 用途別の割当数量及び通関期限

1 用途

- (1) 糖化用（でん粉糖（デキストリン（関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）別表第 35.05 項に掲げるものに限る。以下同じ。）を除く。）の製造に使用するものをいう。以下同じ。）
- (2) 化工でん粉用（デキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉又はスターチグルーの製造に使用するものをいう。以下同じ。）
- (3) グルタミン酸ソーダ等用
- (4) 沖縄特別割当用
- (5) その他用

2 割当数量 別途公表

3 通関期限 平成24年3月31日

第2 関税割当申請書受付の担当課

農林水産省大臣官房国際部国際経済課

ただし、第1の1の(4)に係る申請書の受付けについては、内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課が行う。

第3 関税割当証明書発給の担当課

農林水産省大臣官房国際部国際経済課

ただし、第1の1の(4)に係る証明書の交付については、内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課が行う。

第4 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

1 提出期間

次に掲げる期間とする。

ただし、(2)及び(3)に掲げる期間については、それ以前の期間に行われた申請に対する割当てに残量が生じた場合及び返却された関税割当証明書に未使用部分が生じている場合にのみ関税割当申請書を提出することができる。

(1)平成23年10月3日(月)から同年10月11日(火)まで

(2)平成23年12月1日(木)から同年12月5日(月)まで

(3)平成24年2月1日(水)から同年2月3日(金)まで

2 提出時間 午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時まで

第5 関税割当申請者の資格

1 糖化用については、糖化業者(水あめ、ぶどう糖、異性化糖等の糖化製品の製造業者をいう。以下同じ。)、又は糖化業者を構成員とする団体(以下「糖化業者団体」という。)であって、輸入でん粉を原料として使用し、又は販売することが確実に認められる者

2 化工でん粉用については、化工でん粉製造業者(輸入でん粉を使用してデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉又はスターチグルーを製造した実績を有する者をいう。以下同じ。)、又は化工でん粉製造業者を構成員とする団体(以下「化工でん粉製造業者団体」という。)であって、輸入でん粉を原料として使用し、又は販売することが確実に認められる者

- 3 グルタミン酸ソーダ等用については、次の各号に掲げる要件のすべてを備える者
- (1) 関税割当申請書を提出する日において、グルタミン酸ソーダ等（グルタミン酸ソーダ又は5' ヌクレオチドをいう。以下同じ。）の製造設備を有する者
 - (2) 輸入でん粉を原料として、グルタミン酸ソーダ等を製造することが確実に認められる者
- 4 沖縄特別割当用については、関税率表第1部から第4部までに属する貨物の輸入実績を有する者であって、輸入でん粉等（沖縄県内に陸揚げしたものに限る。）を沖縄県内において消費する者に販売することが確実に認められる者
- 5 その他用については、国内で供給することが困難な種類のでん粉等を原料とする製品の製造業者若しくは販売者又はこれらの者を構成員とする団体であって、当該輸入でん粉等を原料として使用すること、又は販売することが確実に認められる者のうち、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という）が適当と認める者

第6 関税割当申請書に添付すべき書類

1 関税割当申請書に添付すべき書類（個別）

- (1) 糖化用については、次に掲げる書類を添付すること。

ただし、平成23年度上期における割当実績を有する者であって、その後エの書類の内容に変更のないものは、エの書類の添付を必要としない。

ア 平成22年10月1日から平成23年9月30日までの期間における上期、下期別のでん粉の使用実績数量及び在庫数量並びに製品の販売先別販売実績数量（糖化業者団体にあつては、でん粉の販売先別販売実績数量）を記載した書類（別記様式1-1及び1-2）

イ 平成22年10月1日から平成23年9月30日までの期間における上期、下期別のでん粉の入手状況を記載した書類（別記様式2）

ウ 平成23年10月1日から平成24年3月31日までの期間におけるでん粉の使用計画数量及び在庫計画数量並びに製品の販売先別販売計画数量（糖化業者団体にあつては、でん粉の販売先別販売計画数量）を記載した書類（別記様式3-1及び3-2）

エ 下記の書類及び資料（糖化業者団体にあつては、(イ)から(わ)までを除く。）

(ア) 工場名（事業所名）及びその所在地を記載した書類

(イ) 工場配置図

(ウ) 製造機械配置図

(エ) 工場工程見取図

(オ) 主要製造機械設備一覧表（別記様式4）

(カ) 法人の登記事項証明書（法人格を有しない団体にあつては、団体規約、代表者の住民票及び構成員名簿、個人にあつては、住民票）

(2) 化工でん粉用については、次に掲げる書類を添付すること。

ただし、平成23年度上期における割当実績を有する者であつて、その後エの書類の内容に変更のないものは、エの書類の添付を必要としない。

ア 平成22年10月1日から平成23年9月30日までの期間における上期、下期別のでん粉の使用実績数量及び在庫数量並びに製品の販売先別販売実績数量（化工でん粉製造業者団体にあつては、でん粉の販売先別販売実績数量）を記載した書類（別記様式1-1及び1-2）

イ 平成22年10月1日から平成23年9月30日までの期間における上期、下期別のでん粉の入手状況を記載した書類（別記様式2）

ウ 平成23年10月1日から平成24年3月31日までの期間におけるでん粉の使用計画数量及び在庫計画数量並びに製品の販売先別販売計画数量（化工でん粉製造業者団体にあつては、でん粉の販売先別販売計画数量）を記載した書類（別記様式3-1及び3-2）

エ 下記の書類及び資料（化工でん粉製造業者団体にあつては、(イ)から(わ)までを除く。）

(ア) 工場名（事業所名）及びその所在地を記載した書類

(イ) 工場配置図

(ウ) 製造機械配置図

(エ) 工場工程見取図

(オ) 主要製造機械設備一覧表（別記様式4）

(カ) 法人の登記事項証明書

(3) グルタミン酸ソーダ等用については、次に掲げる書類を添付すること。

ただし、平成23年度上期における割当実績を有する者であって、その後エの書類の内容に変更のないものは、エの書類の添付を必要としない。

ア 平成22年10月1日から平成23年9月30日までの期間における上期、下期別
のでん粉の使用実績数量及び在庫数量を記載した書類（別記様式1-1）

イ 平成22年10月1日から平成23年9月30日までの期間における上期、下期別
のでん粉の入手状況を記載した書類（別記様式2）

ウ 平成23年10月1日から平成24年3月31日までの期間におけるでん粉の使
用計画数量及び在庫計画数量並びに製品の販売先別販売計画数量を記載し
た書類（別記様式3-1及び3-2）

エ 下記の書類及び資料

（ア）工場名及びその所在地を記載した書類

（イ）工場配置図

（ウ）製造機械配置図

（エ）工場工程見取図

（オ）主要製造機械設備一覧表（別記様式4）

（カ）法人の登記事項証明書

(4) 沖縄特別割当用については、次に掲げる書類を添付すること。

ただし、平成23年度上期における割当実績を有する者であって、その後エの書類の内容に変更のないものは、エの書類の添付を必要としない。

ア 平成22年10月1日から平成23年9月30日までの期間における上期、下期別
のでん粉等の販売実績数量及び在庫数量並びに販売先別販売実績数量を記
載した書類（別記様式1-1及び1-2）

イ 平成22年10月1日から平成23年9月30日までの期間における上期、下期別
のでん粉等の入手状況を記載した書類（別記様式2）

ウ 平成23年10月1日から平成24年3月31日までの期間におけるでん粉等の
販売計画数量及び在庫計画数量並びに販売先別販売計画数量を記載した書
類（別記様式3-1及び3-2）

エ 下記の書類及び資料

(ア) 事業所名及びその所在地を記載した書類

(イ) 法人の登記事項証明書（個人にあつては、住民票）

その他用については、次に掲げる書類を添付すること。

ただし、平成23年度上期における割当実績を有する者であつて、その後エの書類の内容に変更のないものは、エの書類の添付を必要としない。

ア 平成22年10月1日から平成23年9月30日までの期間における上期、下期別のでん粉等の使用実績数量及び在庫数量並びに製品の販売先別販売実績数量（第5の5の販売者及び団体にあつては、でん粉等の販売先別販売実績数量）を記載した書類（別記様式1-1及び1-2）

イ 平成22年10月1日から平成23年9月30日までの期間における上期、下期別のでん粉等の入手状況を記載した書類（別記様式2）

ウ 平成23年10月1日から平成24年3月31日までの期間におけるでん粉等の使用計画数量及び在庫計画数量並びに製品の販売先別販売計画数量（第5の5の販売者及び団体にあつては、でん粉等の販売先別販売計画数量）を記載した書類（別記様式3-1及び3-2）

エ 下記の書類及び資料（製品の製造業者以外にあつては、(イ)から(オ)までを除く。）

(ア) 工場名（事業所名）及びその所在地を記載した書類

(イ) 工場配置図

(ウ) 製造機械配置図

(エ) 工場工程見取図

(オ) 主要製造機械設備一覧表（別記様式4）

(カ) 法人の登記事項証明書（法人格を有しない団体にあつては、団体規約、代表者の住民票及び構成員名簿、個人にあつては、住民票）

オ でん粉等の輸入を必要とする理由書（別記様式5）

2 関税割当申請書に添付すべき書類（共通）

第1の用途に従つて割当てを受けたでん粉等を当該割当てを受けた用途のみ使用（又は販売）し、その他の用途には使用（又は販売）しない旨の誓約書

第7 本公表に基づく1回目の関税割当申請によって割当てを受けた者が2回目以

降の申請を行う場合における特例

本公表に基づく1回目の関税割当申請によって割当てを受けた者が2回目以降の申請を行う場合は、関税割当申請書に添付する書類として、第6に定める書類のほか、2回目以降の関税割当申請を行う必要が生じた理由を示す書類を提出するものとする。

ただし、第6に定める書類（2を除く。）のうち、その記載内容が1回目の関税割当申請のときと変更のないものについては、その提出を要しない。

第8 割当基準

- 1 糖化用については、第6の1の(1)の書類に基づくでん粉の使用（又は販売）実績数量、使用（又は販売）計画数量等を勘案して割り当てるものとする。
- 2 化工でん粉用については、第6の1の(2)の書類に基づくでん粉の使用（又は販売）実績数量、使用（又は販売）計画数量等を勘案して割り当てるものとする。
- 3 グルタミン酸ソーダ等用については、第6の1の(3)の書類に基づくでん粉の使用実績数量、使用計画数量等を勘案して割り当てるものとする。
- 4 沖縄特別割当用については、第6の1の(4)の書類に基づくでん粉等の輸入通関実績数量、販売実績数量、販売計画数量等を勘案して割り当てるものとする。
- 5 その他用については、第6の1の(5)の書類に基づくでん粉等の使用（又は販売）実績数量、使用（又は販売）計画数量等を勘案して割り当てるものとする。

第9 関税割当証明書が発給

関税割当証明書の発給は、申請者がでん粉等の関税割当てに関して法令等に違反した場合、報告をしない場合又は虚偽の申告若しくは報告をした場合には行わないものとする。

第10 報告

- 1 グルタミン酸ソーダ等用のでん粉の割当てを受けた者は、農林水産省食料産業局長（以下「食料産業局長」という。）の定めるところにより、割当てを受けたでん粉の使用実績数量又は製品の製造実績数量・販売実績数量を記載した書類及び輸入申告書（税関の輸入許可通知書を含む。）の写しを食料産業局長に1部提出するものとする。
- 2 糖化用、化工でん粉用又はその他用のでん粉等の割当てを受けた者は、生産局

長の定めるところにより、割当てを受けたでん粉等の使用（又は販売）実績数量又は製品の製造実績数量・販売（又は消費）実績数量を記載した書類及び輸入申告書（税関の輸入許可通知書を含む。）の写しを生産局長に1部提出するものとする。

- 3 沖縄特別割当用のでん粉等の割当てを受けた者は、1に準じて、割当てを受けたでん粉等の販売実績数量を記載した書類及び輸入申告書（税関の輸入許可通知書を含む。）の写しを内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）に1部提出するものとする。

第11 その他

- 1 関税割当申請書の提出部数は2通（とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和40年農林省令第13号）第1条）とし、その他の添付書類の提出部数は1通とする。

ただし、第5の4に基づく関税割当申請書の提出部数は3通とする。

- 2 関税割当申請書等の記載要領については、関税割当て申請書等の記載要領について（平成15年6月30日付け15総合第1316号（平成18年7月31日付け18国際第488号により一部改正））による。
- 3 関税割当証明書の有効期間の延長は、自然災害等関税割当てを受けた者の責によらない理由により貨物の到着が遅延した場合に行うものとする。（とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和40年農林省令第13号）第3条第2項）
- 4 割当てを受けた物品の輸入を希望しなくなったとき又は通関期限を経過したときは、関税割当証明書を速やかに返納しなければならない。（とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和40年農林省令第13号）第5条）
- 5 沖縄総合事務局長は、第5の4に係る申請者ごとの申請数量等についての意見を農林水産省大臣官房国際部長に提出することができる。
- 6 関税割当てに当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。

第12 関税割当てを受けた者の氏名等の公表

農林水産省は、本公表に基づき「関税割当てを受けた者の氏名（名称）及び住所」を「経済産業公報」及び「通商弘報」において公表する。